

# 電気工事業の開始の通知について

自家用電気工作物（最大電力500kW未満）のみに係る電気工事業を営もうとする者は、その事業を開始しようとする日の10日前までに、都道府県知事にその旨を通知しなければなりません。

なお、建設業許可を受けている場合や、あわせて一般用電気工作物の電気工事を行う場合は、別の手続きを行う必要があります。

## 1 開始の通知に必要な書類

| 書 類 等                   | 備 考                           |
|-------------------------|-------------------------------|
| 電気工事業開始通知書<br>(様式第14の2) |                               |
| 申請者に係る誓約書               | 法人用・個人用別様式                    |
| 申請者の登記簿謄本(原本)           | 法人のみ                          |
| 備付器具表                   | 表にあるすべての器具を揃えてください。<br>(営業所毎) |

※ 申請者が個人の場合、住民基本台帳ネットワークを活用して住所等の確認を行いますが、確認ができない時は住民票等の提出を求めることがあります。

注) 営業所が2カ所以上ある場合、営業所毎に必要な書類があります。

## 2 通知方法

上記の必要書類をそろえて、下記へ提出してください。

|     |  |     |              |
|-----|--|-----|--------------|
| 郵送先 | 〒730-8511 広島市中区基町10番52号<br>広島県 商工労働局 イノベーション推進チーム 計量検定グループ |     |              |
| 電 話 | 082-513-3335 (ダイヤル)  | FAX | 082-223-6314 |

手続きについての問い合わせも上記で受け付けます。

受付時間：8時30分～12時 13時～17時15分(土・日・祝日を除く)

## 3 注意事項

営業所を広島県内のみを設置する方が対象です。他県にも営業所を設置する場合は、経済産業局長又は大臣への通知となります。

様式第14の2【第10条の2】

## 電気工事業開始通知書

|        |  |
|--------|--|
| ×整理番号  |  |
| ×受理年月日 |  |

年 月 日

広島県知事様

(〒 - )

住 所  
ふりがな  
氏名または名称法人にあつては  
代表者の氏名

電 話

電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第1項の規定により、次のとおり通知します。

## 1 営業所

| 営業所の名称 | 所在の場所 |
|--------|-------|
|        |       |

## 2 法人にあつては、その役員の氏名

## 3 電気工事業の開始予定年月日

年 月 日

---

(備考) ×印の項は、記載しないこと。

【添付書類】

(法人)

## 誓 約 書

年 月 日

広島県知事 様

住 所

登録申請者 名 称

代表者の氏名

当社および当社の役員は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

---

(備考) 申請者が法人のとき記入すること。

【添付書類】

(個人)

誓 約 書

年 月 日

広島県知事 様

登録申請者 住 所  
氏 名

私は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに  
該当しない者であることを誓約いたします。

---

(備考) 申請者が個人のと看記入すること。

【添付書類】

## 備 付 器 具 表

| 種 類   | 品 名                           | 製 造 年 | 製 品 番 号 | 台 数 | 製 造 者 名 |
|---|-------------------------------|-------|---------|-----|---------|
| <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="background-color: #FFC0CB; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; margin-bottom: 10px;">一般用電気工作物</div> <div style="background-color: #C0F0C0; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl;">自家用電気工作物</div> </div> | 絶 縁 抵 抗 計<br>(メガー)            |       |         |     |         |
|   | 接 地 抵 抗 計<br>(アース・テスター)       |       |         |     |         |
|   | 回路計であつて抵抗及び交流電圧を測定できる器具(テスター) |       |         |     |         |
|   | 低 圧 検 電 器                     |       |         |     |         |
|   | 高 圧 検 電 器                     |       |         |     |         |
|   | ※ 継電気試験装置<br>(リレー試験器)         |       |         |     |         |
|   | ※ 絶縁耐力試験装置<br>(耐压試験器)         |       |         |     |         |
|   |                               |       |         |     |         |

※の器具の借用先名 ( )

注) 一般用電気工作物と自家用電気工作物を両方の工事を行う場合は、所定の器具をすべて備え付けなければなりません。

ただし、※印の器具については、必要なときに借用する場合も含まれます。

**借用する場合であっても器具名等は記載してください。**